

広島県告示第八百四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、平成二十一年九月十七日までの間、縦覧に供する。

平成二十一年九月三日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

県道

二 路線名

安芸津下三永線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
東広島市安芸津町三津字西石指四七四〇番三 地先から 東広島市安芸津町三津字堂ヶ原四八九三番一 地先まで			一〇・八〇 一一・〇〇	一三〇・二〇	
			一二・〇〇 一八・〇〇	一三〇・二〇	拡幅